

5歳児精密健康診査の請求に関する留意事項について

広島県国民健康保険団体連合会
(審 査 管 理 課)

医療機関へ5歳児精密健康診査の受診票を持参される場合があります。5歳児精密健康診査をされる医療機関におかれましては、次の事項にご留意ください。

【実施市町について】

- 5歳児精密健康診査の実施市町は次のとおりです。

保険者名	保険者番号	開始時期
海田町	75340166	令和7年4月
江田島市	75340224	令和7年4月
竹原市	75340034	令和7年8月
府中市	75340091	令和7年9月
東広島市	75340588	令和8年4月
坂町	75340216	令和8年4月
熊野町	75340190	令和8年9月

【請求について】

- 請求書の乳児精密健康診査欄（7534）に乳児精密健康診査と合算してご請求ください。

【関係帳票について】

- 増減返戻通知書は、区分コード（75）乳児精密健康診査で表記されます。

※ 請求書、関係帳票に新たに5歳児精密健康診査の区分は設けません。

※ 請求書及び総括表の表題の変更は行いません。

担当：管理係

電話：082-554-0775